

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
31	寄附金控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

徳島市は、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

徳島市長

公表日

令和6年9月16日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務
②事務の概要	<p>・地方税法附則第7条第1項及び8項の規定に基づき、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)の求めを行う寄附者からの申請を受け付け、当該寄附者の住所地の市区町村に対し、その情報を通知する。</p> <p>・寄附金税額控除に係る申告特例に関する事務の適正な事務管理に際し、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none">1 寄附金税額控除に係る申告特例申請書の受付を行う。2 税額の控除を行う住所地の市区町村に、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、申告特例通知書を送付する。
③システムの名称	ふるさと納税管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
寄附金税額控除に係る申告特例申請	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項、第3項及び別表の24の項</p> <p>・地方税法 附則第7条第5項及び第12項</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	企画政策部企画政策課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	徳島市総務部総務課情報公開担当 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5152
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	徳島市企画政策部企画政策課 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5085

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なの情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O]接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月26日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	重要な変更にあたらないため
令和2年9月16日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	重要な変更にあたらないため
令和2年9月16日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	なし	令和2年4月1日 時点	事後	重要な変更にあたらないため
令和3年9月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	地方税法の規定に基づき、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)の適用を希望するもの(以下「寄附者」という。)が提出する申告特例申請書を受領・保管し、当該情報を電子データにて管理する。また、寄附者情報に変更のあった場合は、寄附金税額控除に係る申告特例申請事項変更届け出書が提出されるため、当該内容に沿って情報の変更を行う。最終的に、年間の寄附情報をまとめ、寄附金税額控除に係る申告特例通知書を、申請者の住民票所在地の市区町村に送付する。	<p>・地方税法附則第7条第1項及び8項の規定に基づき、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)の求めを行う寄附者からの申請を受け付け、当該寄附者の住所地の市区町村に対し、その情報を通知する。</p> <p>・寄附金税額控除に係る申告特例に関する事務の適正な事務管理に際し、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。</p> <p>1 寄附金税額控除に係る申告特例申請書の受付を行う。 2 税額の控除を行う住所地の市区町村に、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、申告特例通知書を送付する。</p>	事後	形式的な変更であり、重要な変更にあたらないため
令和3年9月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第3項及び別表第一項番16、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項、第3項及び別表第1の16の項</p> <p>・地方税法附則第7条第5項及び第12項</p>	事後	形式的な変更であり、重要な変更にあたらないため
令和3年9月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ① 部署	企画政策局 企画政策課	企画政策部企画政策課	事後	形式的な変更であり、重要な変更にあたらないため
令和3年9月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	徳島市企画政策局企画政策課 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5085	徳島市企画政策部企画政策課 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5085	事後	形式的な変更であり、重要な変更にあたらないため
令和3年9月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	重要な変更にあたらないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	重要な変更にあたらなため
令和3年9月1日	Ⅳリスク対策 2. 特定個人情報の入手 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	重要な変更にあたらなため
令和3年9月1日	Ⅳリスク対策 3. 特定個人情報の使用 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	重要な変更にあたらなため
令和3年9月1日	Ⅳリスク対策 3. 特定個人情報の使用 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	重要な変更にあたらなため
令和3年9月1日	Ⅳリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	重要な変更にあたらなため
令和3年9月1日	Ⅳリスク対策 9. 従事者に対する教育・啓発 従事者に対する教育・啓発	特に力を入れて行っている	十分に行っている	事後	重要な変更にあたらなため
令和4年9月9日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	重要な変更にあたらなため
令和4年9月9日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	重要な変更にあたらなため
令和5年9月20日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年4月1日 時点	令和5年8月1日 時点	事後	重要な変更にあたらなため
令和5年9月20日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年4月1日 時点	令和5年8月1日 時点	事後	重要な変更にあたらなため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年9月20日	IVリスク対策 6. 情報提供 ネットワークシステムとの接続	[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)	[○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)	事後	重要な変更にあたらないため
令和5年9月20日	IVリスク対策 6. 情報提供 ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスク への対策は十分か	十分である	-	事後	重要な変更にあたらないため
令和5年9月20日	IVリスク対策 6. 情報提供 ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	十分である	-	事後	重要な変更にあたらないため
令和6年9月16日	I 関連情報 3. 個人番号の 利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律 第9条第1項、第3項及び別表第1の16の項 ・地方税法 附則第7条第5項及び第12項	・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律 第9条第1項、第3項及び別表の24の項 ・地方税法 附則第7条第5項及び第12項	事後	重要な変更にあたらないため
令和6年9月16日	IIしきい値判断項目 1. 対象 人数	令和5年8月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	重要な変更にあたらないため
令和6年9月16日	IIしきい値判断項目 2. 取扱 者数	令和5年8月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	重要な変更にあたらないため